

高根沢町空家等活用支援補助金について

高根沢町では、
高根沢町における空家の利活用を促進するため、空家を取得して移住及び定住する者に対し、**当該空家の改修に係る工事費用の一部を補助しています。**

■【補助対象空家】

高根沢町空き家バンク制度に登録されている住宅。

(高根沢町空き家バンクについては、下記二次元コードよりご確認ください)



■【補助対象者】

- ① 空家を取得した者。
- ② 取得した空家に移住し、5年以上定住することを誓約すること。
- ③ 補助金申請時に取得する空家に居住する者が2人以上であること。
- ④ 町に転入する前の市区町村が賦課する税に滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員等でないこと。

■【補助対象工事】

- ① 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上を目的に行う主要構造部、居室、台所、浴室、トイレその他生活するために必要な部分に係る工事であること。
- ② 町内に事務所もしくは事務所を有する法人又は町内に住所を有する個人事業主が実施する工事であること。

■【補助金額等】

補助対象工事に要する**経費の2分の1**とし、**50万円を上限**とする。

(なお、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額になります。)

補助金の交付は、**空家1棟につき1回**、または**1人につき1回**。

～【**裏面** もご覧ください】～

■【補助金の申請方法】

「空家等活用支援補助金交付申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて、申請ください。

- ① 空家取得した者全員の定住誓約書（様式第2号）
- ② 空家を取得した者全員の町に転入する前の市区町村が賦課する税に滞納がないことを証明する書類
- ③ 空家の売買契約書の写し
- ④ 取得した空家の平面図及び位置図
- ⑤ 改修前の空家の外観および工事施工予定個所の写真
- ⑥ 補助対象工事に係る見積書の写し（工事の内訳が記載されたものに限る）
- ⑦ 2人以上の者が共同で空家を取得した場合は、いずれか1人を補助対象とすることについて同意が確認できる書類

■【実績報告】

交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、空家等活用支援補助金報告書（様式第6号）に、掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- ① 空家の登記事項証明書の写し
- ② 補助対象工事に係る工事請負契約書の写し
- ③ 改修後の空家の工事施工箇所の写真
- ④ 補助対象工事に係る領収書の写し（工事の内訳が記載されたものに限る）
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

■【申請書類の提出先】

高根沢町地域安全課までご持参ください。

■【その他】

書類のダウンロード、詳細につきましては下記二次元コードよりご確認ください。



〔お問い合わせ先〕

〒329-1292 栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053番地

高根沢町 地域安全課 地域安全係

TEL 028-675-8110 FAX 028-675-2409

Eメール anzen@town.takanezawa.tochigi.jp

～【こちらは **裏面** になります】～